

●香川県告示第299号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成23年7月29日

香川県知事 浜田 恵造

1 免許年月日

平成23年7月25日

2 免許を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

高松市番町4丁目1番10号

3 埋立区域

(1) 位置

小豆郡土庄町大字湊崎字山ノ内甲122番地37、字尼谷甲442番地4から甲446番地に至る地先無番地、字赤石甲447番地8地先無番地及び字赤石甲447番地2地先無番地地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑨の地点までを順次に結んだ線及び⑨の地点と①の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D. L. +2.09メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	四等三角点畝木（北緯34度29分30.7607秒、東経134度09分58.3623秒。以下「基点」という。）から89度27分19秒、982.38メートルの地点
②の地点	①の地点から313度41分45秒、10.84メートルの地点
③の地点	②の地点から313度23分24秒、12.33メートルの地点
④の地点	③の地点から313度14分02秒、67.34メートルの地点
⑤の地点	④の地点から312度50分11秒、14.20メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から311度19分52秒、7.13メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から309度29分55秒、7.07メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から307度30分50秒、4.93メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から265度32分37秒、4.96メートルの地点

(3) 面積

527.29平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

小豆郡土庄町大字湊崎字赤石甲447番地2地先無番地、字山ノ内甲122番地37、甲123番地3地先無番地、字尼谷甲442番地10、甲442番地4から甲446番地2に至る地先無番地及び字赤石甲447番地8地先無番地地内並びに甲447番地2地先無番地、字山ノ内甲122番地37及び甲442番地4から甲446番地2に至る地先無番地地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、Aの地点からEの地点までを順次に結んだ線及びEの地点とAの地点を結

んだ線により囲まれた区域

Aの地点	基点から90度23分16秒、970.25メートルの地点
Bの地点	Aの地点から313度14分04秒、130.67メートルの地点
Cの地点	Bの地点から39度59分49秒、30.21メートルの地点
Dの地点	Cの地点から128度59分15秒、12.89メートルの地点
Eの地点	Dの地点から133度30分29秒、120.70メートルの地点

(3) 面積

4,071.16平方メートル

5 埋立地の用途

護岸敷

道路用地